

議案第 1 1 6 号

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例について

飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正す
る条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年飛驒市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(第1条) 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）の規定により、期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。 以下 略	第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）の規定により、期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。 以下 略

(第2条) 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）の規定により、期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。 以下 略	第1条～第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に飛騨市職員の給与に関する条例（平成16年飛騨市条例第58号）の規定により、期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。 以下 略

飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

2 改正の内容

（第 1 条及び第 2 条）

人事院勧告に基づく職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、飛驒市議会議員の期末手当の支給割合について年間0.05月分引下げるもの。令和 3 年度以降においては、6 月期と12月期の支給月数が均等になるよう配分。（第 5 条関係）

区分	6 月期	12月期	年間
現 行	2. 225月	2. 225月	4. 45月
改 正 後 （第 1 条）	2. 225月	<u>2. 175月</u>	<u>4. 40月</u>
改 正 後 （第 2 条）	<u>2. 200月</u>	<u>2. 200月</u>	4. 40月

3 施行日 （第 1 条）公布の日

（第 2 条）令和 3 年 4 月 1 日